

# 橿原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月10日(火) 午後2時00分から午後2時40分

2. 開催場所 リサイクル館かしはら 1階会議室

3. 出席委員(10名)

1番 安田 宗義(副会長)	2番 吉川 作衛
3番 石井 三智子	4番 蘆村 雅光(副会長)
5番 森田 尚子	6番 森川 千鶴子
7番 福田 茂(副会長)	9番 中川 眞一
10番 上田 逸朗(会長)	11番 坂口 洋

4. 欠席委員 3名

8番 岡本 和久	12番 竹瀬 久晴
13番 堀田 雅三	

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件

第3 第2号議案 農地法第4条農地転用許可申請に関する件

第4 第3号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案(権利設定)  
に関する件

第5 報告1 農地法第5条農地転用届出に関する件

第6 報告2 農地法第18条第6項の通知に関する件

第7 報告3 農地造成届出に関する件

その他 農地中間管理事業に係る農用地等使用貸借の解約通知に関する件

その他 令和6年度の推進委員等の最適化活動の点検・評価について

その他 令和6年度の農業委員会の最適化活動の点検・評価について

その他 令和7年度最適化活動の目標の設定等(一部修正)について

## 6. 会議の概要

### 事務局

ただ今より、令和7年6月総会を開催いたします。  
はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。

### 上田会長 挨拶

### 議長

委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。

本日の出席委員は10名であり、法定数に達しておりますので、これより令和7年6月の総会を開会いたします。なお、8番、岡本和久委員、12番、竹瀬久晴委員、13番、堀田雅三委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。

### 事務局 議案書の議事日程を朗読

### 議長

これより日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名については、9番、中川眞一委員、並びに11番、坂口洋委員を指名いたします。

### 議長

日程第2、第1号議案、農地法第3条 農地所有権移転 許可申請の件を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いします。

### 事務局

農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は1議案3件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、小委員会及び地区担当農業委員の方から調査を踏まえ補足説明をお願いいたします。

1番及び2番は、譲渡人から譲受人へ贈与による所有権移転申請です。

3番は、譲渡人から譲受人へ売買による所有権移転申請です。事務局からは以上でございます。

議長

案件は、全て小委員会にかかっております。

それでは、1番の調査の結果説明を 蘆村副会長からお願いします。

蘆村副会長

1番は、新堂町\*\*\*の田、733 m<sup>2</sup>は、市立金橋小学校から西約 700m に位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏、兄弟である\*\*町の\*\* \*\*氏から、持ち分2分の1を贈与により譲り受けられるものです。

小委員会で調査したところ、\*\* \*\*氏は、2年前まで耕作地を所有しており、農作業歴があつて耕作能力があり、兄弟で協力して耕作する意向であることから、適当であると思われまますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の安田副会長、ご説明願います。

安田副会長

ただ今の蘆村副会長からのご報告のとおり適当かと思ひますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

次に、2番の調査の結果説明を安田副会長からお願いします。

安田副会長

2番は、木之本町\*\*\*の畑、74 m<sup>2</sup>は、奈良文化財研究所の西隣に位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏が、\*\*町の\*\* \*\*氏から、贈与により譲り受けられるものです。

小委員会で調査したところ、\*\* \*\*氏は、農作業歴があり、農機具を所有され、耕作能力があることから、適当であると思われまますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の福田副会長、ご説明願います。

福田副会長

ただ今の安田副会長からのご報告のとおり適当かと思ひますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

では次に、3番の調査の結果説明を蘆村副会長からお願いします。

蘆村副会長

3番は、雲梯町\*\*\*の畑、333㎡は、市立金橋小学校から東約600mに位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏、\*\* \*\*氏が、\*\*町の\*\* \*\*氏から、売買により譲り受けられるものです。

小委員会で調査したところ、\*\* \*\*氏は、農作業歴があり、農機具も所有されていることから、耕作能力があり適当であると思われしますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

では、地区担当農業委員の安田副会長、ご説明願います。

安田副会長

ただ今の蘆村副会長からのご報告のとおり適切かと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で、第1号議案、1番から3番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明、並びに地区担当農業委員さんからの説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

—意見なし—

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第1号議案、1番から3番の、農地法第3条 農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

—全員挙手—

議長

全員であります。

よって、第1号議案の1番から3番は許可と決定いたしました。

議長

日程第3、第2号議案、農地法第4条 農地転用許可申請に関する件を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第4条農地転用許可申請に関する件は1議案1件です。

1番は、農業用資材置場及び青空駐車場として転用したいと申請されています。

申請地の農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域にある第1種農地ですが、農業振興に役立てるための農業用施設等にする場合の、不許可の例外事項に該当し、転用可能と考えます。転用による周辺農地への影響もないと認められるなど問題はないと考えます。事務局からは以上です。

議長

第2号議案の1番は、小委員会にかかっておりますので、安田副会長から現地調査の結果説明をお願いします。

安田副会長

1番は、太田市町\*\*\*の田、813㎡は、かしはら安心パークから北約500mに位置しており、\*\*\*町の\*\* \*\*氏が、近隣で営む鉢花栽培ハウスに必要な農業用資材置場及び青空駐車場として転用するため申請されたもので、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の吉川委員さん、ご説明願います。

吉川委員

ただ今の安田副会長からのご報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

以上で第2号議案、1番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地区担当農業委員さんからの説明について質問・意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第2号議案、1番の農地法第4条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。

よって、第2号議案の1番は許可相当として、奈良県知事に意見を進達します。

議長

日程第4、第3号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件は、1件です。1番の大谷町\*\*\*の田、1,593㎡外2筆は、\*\*町の\*\* \*\*氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介して、\*\*町の\*\* \*\*氏に使用貸借権を設定する案です。使用貸借期間は、県の認可公告の翌日から令和12年7月31日までです。事務局からは以上でございます。

議長

以上で、第3号議案についての説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。第3号議案、農用地利用集積等促進計画案・権利設定について、「意見なし」として市長へ回答することに賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。

よって、第3号議案について、「意見なし」として市長へ回答することに決定いたします。

議長

日程第5、報告1、農地法第5条農地転用届出に関する件を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告1、農地法第5条農地転用届出に関する件の報告は2件です。

1番、北妙法寺町\*\*\*の畑、251㎡は、市立耳成西小学校から西約600mに位置し、\*\*市の有限会社\*\*\*が、\*\*町の\*\* \*\*氏から売買により譲り受け、住宅用地として転用したいと届け出られたもので、隣接する農地はございません。届出日は令和7年5月2日でございます。

2番、忌部町\*\*\*の田、297㎡は、市立今井小学校から西約900mに位置し、\*\*町の株式会社\*\*\*が、\*\*町の\*\* \*\*氏から売買により譲り受け、工場用地の緩衝地帯として転用したいと届け出られたもので、隣接する農地はございません。届出日は令和7年5月13日でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で報告1の1番及び2番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思います。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

日程第6、報告2、農地法第18条第6項の通知に関する件を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

**事務局**

農地法第18条第6項、農地の賃貸借の合意解約に係る通知に関する件の報告は、1件です。1番は、膳夫町\*\*\*の田、892㎡で、賃借人である\*\*市の\*\* \*\*氏と、賃貸人である\*\*町の\*\* \*\*氏とが合意解約されたものです。令和7年4月30日付け受理しております。事務局からは以上です。

**議長**

以上で報告2の1番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思っております。いかがですか。

－意見なし－

**議長**

意見なしとの事ですので報告のとおりとします。

**議長**

日程第7、報告3、農地造成届出に関する件を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

**事務局**

農地造成届出に関する件の報告は1件です。

1番は、観音寺町\*\*\*の田、2,406㎡は、京奈和自動車道・御所インターから北東約800mに位置し、\*\*市の株式会社\*\*\*が、\*\*市の\*\* \*\*氏からサポートセンターを介して使用貸借により借り受けている農地です。耕作者である株式会社\*\*\*が、田を畑に変更して青ネギを栽培するため、農地造成をしたいと届け出られたものです。事務局からは以上でございます。

**議長**

以上で報告1の1番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思っております。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

次に、その他の案件、農地中間管理事業に係る農用地等使用貸借の解約通知に関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地等使用貸借の解約通知に関する件の報告は2件です。

1番、中曾司町\*\*\*の田、519 m<sup>2</sup>は、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による、なら担い手・農地サポートセンターを介する使用貸借権が、借人である\*\*市の株式会社\*\*\*と、貸人である\*\*市の\*\* \*\*氏の間で合意解約されました。解約日は令和7年5月20日でございます。

2番、山本町\*\*\*の田、1,160 m<sup>2</sup>も同様に、なら担い手・農地サポートセンターを介する使用貸借権が、借人である\*\*郡\*\*町の株式会社\*\*\*と、貸人である\*\*町の\*\* \*\*氏の間で合意解約されました。解約日は令和7年5月22日でございます。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりといたします。

議長

次に、その他の案件の「令和6年度の推進委員等の最適化活動の点検・評価について」及び「令和6年度の農業委員会の最適化活動の点検・評価について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

農業委員会による点検評価をご覧ください。これは、先月みなさんに個々の点検評価を書

いていただいた資料をもとに、地区ごとで最適化の集積、遊休農地、新規就農について評価をしたものです。全体としては、数値的には、やや目標を下回る結果になるんですけども、現実問題としては、それぞれの地域で、「こういう農業をしている」という意見があるかどうかと思いますので、そういった意見を、総会で発言していただいて取りまとめ、農業委員会としての点検評価にさせていただきたいと思います。

お配りした資料「農地の利活用に向けた課題・問題点と解決方法の集約」は、県内12市の農業委員会でヒアリングをしたものを奈良県農業会議で取りまとめていただいたものです。意見や今後の方向性について「こういう風に考えられないか」ということをまとめたものになっています。これを参考に、それぞれの地域の課題について、意見をできる限りいただいて、点検評価とさせていただきたいと思います。担い手さんのこととか、地域の地理的条件とか、集積にかかる外部からの受入れとか、場所によっては獣害対策の強化が必要なところもあろうかと思っています。みなさん、各地区で活動いただいていますので、それぞれの意見を、させていただきたいと思います。

**議長**

すぐ出るか。

**事務局**

すぐには出ない場合の例示を、書かせてもらっています。

- ・高齢の農業者は所有する農業機械が壊れたことを契機に農地が耕作放棄となるため、農業経営に必要な農機具の代替えとして地域で農業機械を貸与する仕組を構築する。
- ・農地所有者に対する農地保全管理の義務化により費用負担を求める。
- ・小規模農家が多く担い手の耕作規模が限られるため、外部からの受入れも視野に地域の実情を公にしていく。

以上が、意見の例示です。

**議長**

最近感じていることは、備蓄米まで出していないといけない米不足が3年前から続いているところ、今まで国から何の指示も出ていなかったところです。適正価格についてマスコミが騒いでいますけれども、適正価格、銘柄品としては3500円前後が妥当だと。それが、こういう耕作放棄等の解消につながっていくんじゃないかと思っています。国は、米騒動に関して放っておくわけにはいかないと思いますので、農機具の援助をすとか、いろいろ考えてくれると思うんです。(国からの)回答は早く来るんじゃないかなろうかと思っているので、政治家に、しっかりと農家のことを考えてもらって検討してもらおうということにつながっていくと

思います。

大臣は非常に活発に活動されているようですが、農家のことは、いまひとつ分かっていただいていないところもあると、みなさんご承知されているところです。そういうことでいうと、国の体制がどうなっていくかということのほうが(重要で)、今ここで細かい話をしても、改善にはつながっていかないと感じます。

#### 事務局

今の米騒動は、令和4年くらいに遡ります。ロシアとウクライナの戦争でガソリン代が120円台から170円台まで上がったり、小麦や外国からの輸入品は全部値段が上がっていました。ただ、お米の値段だけはそのままだったので、生産者の立場に立ったら、本来なら、頑張っ作ったお米を高く買ってもらって、それで生活していけるという形が一番いいんだろうけれども、日本は自給率が低い国で、外国から輸入している物ばかりが値上がりしていた時代がありました。米離れに加えて、作付け転換で飼料米や小麦の生産を増やして生産調整されていたので、需要と供給のバランスは、実は3年前には崩れかかっていた。去年の8月に初めてスーパーからお米がなくなって、コメの高騰につながっていきましたが、当時は、コロナ明けで外食産業の活発化とか、インバウンドの需要回復などで、米の需要が増えたと説明されていましたが、実際のところは、需要と供給のバランスが崩れてきていた状態だったので、今の、米の価格高騰とか品不足というのは、予測できていたんじゃないかと思えます。

#### 議長

結局、減反政策を長く続けすぎたということですね。東京で農業委員の大会があって、新幹線の車窓から見える景色で、大規模農家が麦を広範囲で作っていました。麦を作ったら、1反当たり3万円から5万円くらい補助金があります。10町作れば、300万円から500万円援助してもらえるんです。そんなことで、減反政策が間違っていたのではないかと思います。米の買取価格が1俵あたり22000円から24000円になったら、自然に皆さん耕作してくれるんじゃないかと思えます。国政で、しっかりした単価で買い取ってくれたら、うまくいくんじゃないかと思えます。

#### 委員

私はそんなに簡単じゃないと思えます。値段が上がるから放棄地が減るとは思いません。国の政策は長期を見据えてしないと、本当に深刻な米不足は、5年後くらいに起こると言われています。今の農業従事者の平均年齢は70歳超で、5年後には作れるかどうか分からない年齢層が増えてきます。東北では、100町分とか、大規模にドローンで施肥したり、無人で農

機具を動かしたり、そういう農業事業を増やしていく政策を国がしないことには、農業従事者は減っていくばかりです。

#### 委員

国があんまり干渉しすぎたと思います。秋田や栃木や新潟などに行くと、一人で10町や20町を大規模にやっておられる方がたくさんいらっしゃいます。そういう方が百姓を辞めれば、簡単に、大規模な集約ができるんです。奈良県は、1反や2反の小規模な兼業農家が多いけれど、東北などでは、誰かが辞めれば簡単に集まります。

先日、空いてる耕作地を探している新規就農の方と出会いました。まだお若い方で、作り手がいなくなった土地を借りて、百姓をしたいという方も出てきています。

#### 委員

高齢の方は、機械が壊れたら、機械を買ってまで農業を続けられないけれど、近くでそういう土地を耕作してくれる人がいらっしゃいます。まだ若い人で、1反でもなんでも作ると言っていて、これまですごく荒れてたところが、今年、いつの間にか田んぼになってるところがたくさんあります。

#### 議長

若い人が、米騒動で農家を意識してくれるようになってきている。現在耕作している既存の農業者には、しっかり単価を上げてもらうのが一番と思われれます。ドローンや無人の機械を使ったりというのは、大規模に集約化しない限りは無理だと思われれます。東北の方ならマッチするでしょうけど、奈良県に関しては生産県ではありませんので、そこまでの大規模経営は無理ですし、そこまで考えることもなかろうと思います。

#### 委員

東北では、100町くらいなら、作り手が5～6人いればすぐに集まるそうです。

#### 議長

\*\*町でも、昔は40町くらいあったのが、今は20町を切っています。減っているんで、集約化どころではない状況です。

みなさん、意見もいろいろお持ちですが、こんなところです。

#### 事務局

今いただいた意見をまとめさせていただいて、農業委員会の点検評価にさせていただきます

す。

**議長**

次に、その他の案件の令和7年度最適化活動の目標の設定等の一部修正について、事務局から説明をお願いします。

**事務局**

本年4月総会にお諮りした、令和7年度の最適化活動の目標のうち、農地の集積に係る目標について県から修正の指示がありました。

目標設定にあたっては、市の農政課で回答している「担い手及びその農地利用の実態に関する調査」に基づく現状の集積面積を記載することとなっています。4月総会で目標を決定した後、この調査における担い手等の区分が整理され、担い手には該当しない区分であった農業者のうち6名が担い手である「基本構想水準到達者」に修正されました。その6名の耕作面積が集積面積に加えられたことによるものです。

修正部分は、「Ⅱ最適化活動の目標」の「1最適化活動の成果目標」の「(1)農地の集積」の「①現状及び課題」の、「これまでの集積面積(B)」で、113haから117haに修正、現状の集積率も13.6%になります。またこれに伴い、「②目標」の「今年度末の集積面積(累計)(D)」を123haから127haに、今年度末の目標集積率を14.7%に修正するものです。事務局からは以上です。

**議長**

ただいまの件についても、説明のとおりですが、ご意見等ございますか。

—意見なし—

**議長**

ご意見がないようですので、説明のとおりとします。

**議長**

以上で、本総会に提出された案件は全て議了いたしました。

委員各位には、慎重なご審議ありがとうございました。

これをもって、6月の農業委員会総会を閉会いたします。